

○学校法人武蔵野美術大学奨学金規則

(出願資格)

第1条 武蔵野美術大学に在学する学生であつて、人物及び学力が優秀であり、かつ経済上の事情により修学することが困難であると認定された者は、この規則の定めるところにより学校法人武蔵野美術大学奨学金（以下「大学奨学金」という。）の贈与を受けることができる。

2 前項により、大学奨学金の贈与を受ける者を「大学奨学生」という。

(大学奨学金を贈与する学生の数)

第2条 大学奨学金を贈与する学生数は、毎年度165名とする。

2 家計急変時などに対応する緊急採用の学生数については、別に定める。

(対象となる学生の区分、金額及び期間)

第3条 大学奨学金を贈与する学生数、対象、金額は、次のとおりとする。

(1) 165人のうち50人は造形学部及び造形構想学部在籍学生を対象とし、1人当たり1年につき、250,000円とする。

(2) 165人のうち95人は造形学部及び造形構想学部在籍学生を対象とし、1人当たり1年につき、250,000円とする。

(3) 165人のうち20人は大学院造形研究科修士課程及び大学院造形構想研究科修士課程に在籍する学生を対象とし、1人当たり1年につき、500,000円とする。

2 大学奨学金贈与の期間は、当該年度、1年間限りとする。ただし、次年度以降、再出願することを妨げない。

(出願手続)

第4条 大学奨学生の採用を願い出る者（以下「本人」という。）は、大学奨学生採用願（様式第1号）に家計調書（様式第2号）を添えて、本学に提出しなければならない。

(大学奨学生の審査決定)

第5条 大学奨学生は、学生生活委員会において、人物、学業成績及び家計状況を審査し、その結果に基づき、理事会において決定する。

2 前項の審査決定については、家計状況を重視するものとする。

3 大学奨学生の採否の結果は、本学から本人及び連帯保証人に通知する。

(人物審査の基準)

第6条 学力、人物とも特に優秀で常に他の模範となると認められる者のうちから選ぶものとする。

(学力審査の基準)

第7条 大学奨学生は、少なくとも大学奨学金を受ける前1か年の学業成績の評価において、優秀と認められた者のうちから選ぶものとする。

(家計審査の基準)

第8条 大学奨学生は、本人の属する世帯において本人の出願の日の前、1年間の所得金額が、本学の推薦基準内規の収入基準額以下で、経済上の事情により修学することが困難であると認められた者のうちから選ぶものとする。

(誓約書の提出)

第9条 大学奨学生に決定した者は、通知を受けた日から10日以内に誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(大学奨学生の身分に異動があつた場合等の届け出)

第10条 大学奨学生は、次の各号の一に該当した場合は、その旨を記して、該当の日から10日以内に届け出なければならない。

- (1) 身分に異動があつた場合（戸籍抄本を添付すること。）
- (2) 連帯保証人を変更した場合
- (3) 大学奨学金の贈与を断ろうとする場合
- (4) 退学、転学、休学又は1か月以上欠席する場合

2 大学奨学生が死亡した場合は、連帯保証人はその旨を記して、死亡した日から10日以内に届け出なければならない。

(大学奨学金の贈与の停止)

第11条 大学奨学生が、次の各号の一に該当した場合には、該当期間は、大学奨学金を贈与しない。

- (1) 休学し、又は引き続き1か月以上欠席した場合
- (2) 懲戒処分を受け、あわせて、大学奨学金の贈与を、一定期間、停止する必要があると認められた場合

(大学奨学生の身分の喪失)

第12条 大学奨学生は、次の各号の一に該当した場合は、該当の日から大学奨学生の身分を喪失し、その後の奨学金の贈与を受けることができない。

- (1) 懲戒処分を受け、その状況が重いと認められた場合
- (2) 病気その他やむを得ない事情のため、成業の見込みがないと認められた場合
- (3) 退学又は転学した場合
- (4) 死亡した場合

(事務所管)

第13条 武蔵野美術大学奨学金に関する事務は、学生生活チームの所管とする。

附 則

(略)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式 略